

「経済危機対策」に盛り込まれた農林水産分野における地球温暖化対策
関連施策の実施について

平成21年5月21日
農 林 水 産 省

- 我が国は、京都議定書における第1約束期間（平成20～24年）に温室効果ガス排出量を基準年（平成2年）比6%削減するよう義務づけられているが、平成19年には基準年を約9%上回っており、その達成は非常に厳しい状況。
- 農林水産省においては、「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」に基づき、地球環境保全に積極的に貢献する農林水産業の実現に取り組んでいるが、先般、政府・与党が決定した経済危機対策においても、追加的な地球温暖化対策を盛り込んだところであり、低炭素社会の構築に資する農林水産業の実現に向け強力に推進。
- なお、これらの施策については、補正予算成立後、迅速に事業を実施。
- また、職員が直接現場へ出向いて施策や事業の説明を実施するほか、普及啓発のため、わかりやすいパンフレットの作成、プレスリリース等の活用、関係団体等を通じた周知や説明会等を実施。

- （1） 施肥体系緊急転換対策事業等** 8 4 億円
 - 土壌診断、減肥栽培等による施肥低減の取組を支援するとともに、モデルタウンの育成等により有機農業の取組を支援
- （2） 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等** 7 3 億円の内数
 - 農業農村活性化のために必要な施設等に、地域に豊富に賦存する再生可能なエネルギーを供給する施設の整備を支援
- （3） 小水力発電工事等技術強化対策事業** 5 億円
 - 農業用水利施設を活用した小水力発電の導入に向けた計画策定等や新技術を活用した低コストな水力発電の実証を支援
- （4） 地域用水環境整備事業（公共）** 5 億円
 - 農業用水利施設の持つ水力エネルギーを活用した小水力発電のための施設整備（新設・更新）を支援
- （5） 強い農業づくり交付金（地産地消・産直関係）** 1 0 億円
 - 直売施設、地域食材供給施設等の整備や、地場農産物を安定的に供給する中間事業者等の処理加工施設等の整備を支援
- （6） 地産地消・産直緊急推進事業** 8 7 億円
 - 大都市等におけるインショップの展開、公園等での仮設型の直売施設の試験展開等を支援。
 - 学校給食での地場農畜産物の利用拡大メニューの実証（原料費の助成）、米飯学校給食のための電気炊飯器の導入等を支援

- (7) 地域資源利用型産業創出緊急対策事業（新規） 193億円
・ 農林水産関連施設への太陽光パネルの設置、農林バイオマス3号機等先進的なバイオマス利活用施設の整備を支援
- (8) バイオマス実証実験ベンチプラントの設置 6億円
・ 稲わらや木質バイオマスを原料とする「第2世代バイオ燃料」の技術開発を加速するための実証実験ベンチプラントを設置
- (9) 森林整備事業（公共） 790億円
・ 森林吸収目標達成のための追加的な間伐、木材の搬出コストの低減等に必要な路網整備等を実施
- (10) 治山事業（公共） 210億円
・ 集中豪雨、地震、台風により発生した集落周辺の荒廃地等において、治山施設の設置や機能の低下した保安林の整備を実施
- (11) 森林整備加速化・林業再生事業（緑の産業再生プロジェクト）（新規） 1,238億円
・ 間伐及び路網整備に対する定額助成
・ 間伐材のフル活用を図るため、利用拡大に対応した、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマス利用の促進や間伐材の流通を一体的に支援
・ 学校の武道場などの公共施設等での地域材の利用等を促進
- (12) 花粉の少ない森林づくり対策事業 100億円
・ 首都圏近郊等における花粉の多いスギの伐採・植替え（3年間で300万本）、優良苗木供給の拡大等の取組を支援
- (13) 緑の雇用対策 50億円
・ 即戦力確保のための「トライアル雇用」事業や里山保全のための緊急雇用、担い手の定着対策等を実施（4,000人）
- (14) 森林整備地域活動支援交付金 31億円
・ 森林所有者等が行う気象害等の状況の確認及び間伐促進のため境界明確化等を行う際の面積払いを実施
- (15) 住宅分野における国産材需要拡大緊急対策支援事業 5億円
・ 情報サイト「日本の木のいえ情報ナビ」や相談窓口の機能強化、住宅展示による各地域の普及窓口の整備
- (16) 地球温暖化防止のための研究施設等の整備 34億円
・ 地球温暖化防止のための研究施設等の整備を実施
- (17) 資源回復・漁場生産力強化事業（新規） 125億円
・ 輪番休漁の活用等による藻場・干潟の整備等の取組を支援
- (18) 漁業構造改革総合対策事業 199億円
・ 高性能漁船や高度な品質管理手法の導入等により、漁業・養殖業の収益性を高める取組を支援

施肥体系緊急転換対策

【8, 204百万円】

対策のポイント

肥料コストの一層の低減を図るため、施肥低減効果の高い新技術の導入等による施肥体系の転換に向けた取組等を支援します。

(現状と対応)

肥料の原料価格は、21年度に入っても高い水準で推移しており、さらに21肥料年度(平成21年7月～)においても、大幅な価格水準の改善は見込みにくい状況です。このような厳しい状況が続いても耐え得る生産体制づくりを進めるため、**過剰施肥の抑制や施肥低減技術の導入を早急に進める必要**があります。

このため、3戸以上の農業者グループが行う**化学肥料の施用量を低減する施肥体系への転換に向けた取組を支援**します。

政策目標

省エネ・省資源型の農業生産体系への転換

<内容>

新たな施肥技術体系への転換等の支援

(1) 過剰施肥抑制対策

たい肥等の有機物由来の肥料成分も含めた**詳細な土壌診断の実施**を支援します。

(2) 地域資源等効率利用対策

①緑肥すき込み、たい肥施用、りん酸・加里を大幅に減肥する栽培方法等の導入の取組を支援します。

②メタン発酵消化液等の**地域資源**を効率的に活用する技術の導入実証を支援します。

(3) 施肥低減の取組に対する追加的支援

やむを得ない理由により、20年度補正予算の肥料高騰緊急対策を受けられなかった農家に対し、同じ取組条件で20肥料年度の肥料費増加分の7割を助成します。

施肥体系緊急転換対策事業 8, 204百万円

補助率：定額、1／2以内

事業実施主体：都道府県協議会

担当課：生産局農業生産支援課

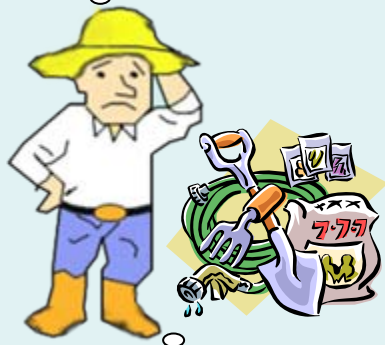
(03-6744-2111 (直))

農業環境対策課

(03-3502-5951 (直))

肥料コストの抑制に取り組んでみませんか？

肥料の値段が上がって、経営が苦しいなあ。



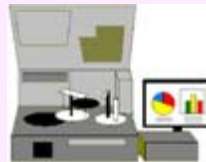
肥料を減らしたいけど、どうしたらうまく減らせるかなあ。

肥料コストの抑制につながる、土壌診断や新しい技術の導入の取組を支援します。

3戸以上で構成される農業者グループによる以下の取組を支援します。

【過剰施肥の抑制】

補助率：10/10



有機質由来の肥料成分も含めた、詳細な土壌診断結果に基づく、適正施肥の実施を支援します。

支援対象となる取組の例

- ・土壌診断の実施
- ・診断結果に基づく処方箋の作成
- ・適正施肥の指導

【地域資源の効率利用の推進】

補助率：10/10又は1/2以内



地域の有機資源の活用により、化学肥料を減らす取組を支援します。



支援対象となる取組の例

- ・たい肥の購入・散布や緑肥の栽培・すき込み
- ・その他、土壌中に蓄積されたりん酸、加里成分の有効利用を図る取組
- ・地域で十分に利用されていない資源（例えば、メタン発酵消化液）の導入効果の検証に必要な機械や資材の導入

安定的な経営に役立ちます！

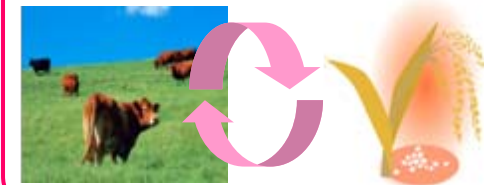
肥料コストを抑えた経営を実現できます。

これだけ肥料コストが抑えられれば、これからの経営も安心だね。



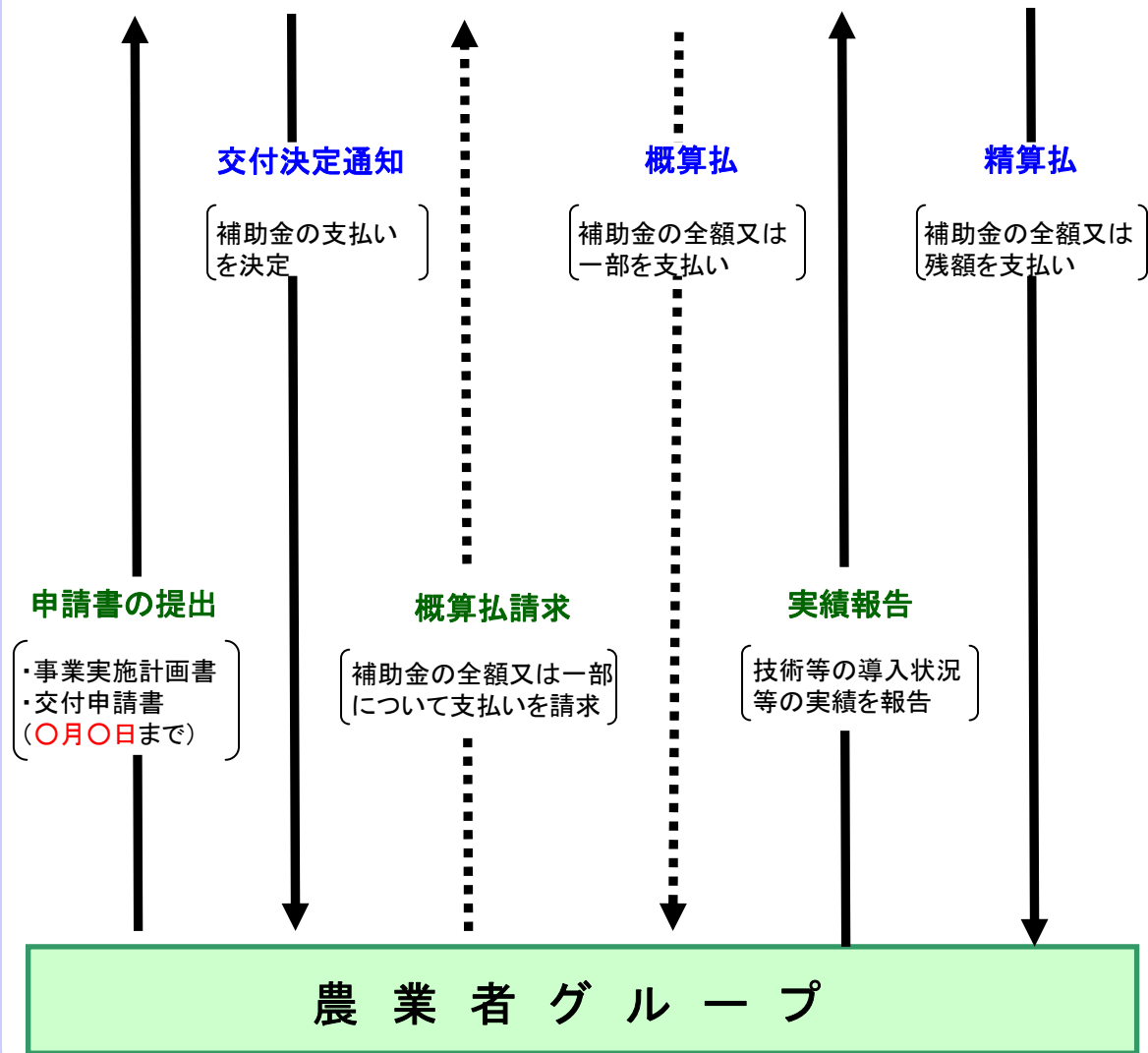
地域資源の活用もできます！

地域の資源を肥料として有効活用することで、資源の循環利用につながります。



手続きの流れ(イメージ)

〇 〇 協 議 会 (右記「問合せ先」の協議会です)



お問合せ先

(東北ブロックの例)

- ・ 東北農政局生産経営流通部農産課
TEL (022) 221-6179
- ・ 青森県〇〇協議会
TEL
- ・ 岩手県〇〇協議会
TEL
- ・ 宮城県〇〇協議会
TEL
- ・ 秋田県〇〇協議会
TEL
- ・ 山形県〇〇協議会
TEL
- ・ 福島県〇〇協議会
TEL

平成21年4月30日

有機農業総合支援対策

【２００百万円】

対策のポイント

全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成するとともに、有機農業に必要な種苗の供給等を行うための拠点を整備します。

(有機農業とは)

- ・化学肥料、農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和のとれた農業です。
- ・国内農産物の総生産量に占める、ＪＡＳ法に基づく有機農産物の格付数量の割合は、０．１９％（平成１９年度）と僅かです。

政策目標

平成２３年度までに有機農業の推進を目的とする体制が整備されている市町村の割合が５０％以上

<内容>

- ① 有機農業への参入希望者に対する技術指導、販路開拓のためのマーケティング、消費者との交流、技術実証ほの設置に対する取組を支援します。

地域有機農業推進事業 ４０百万円

補助率：定額

事業実施主体：協議会

- ② 有機農業に必要な栽培技術の習得、種苗の供給、土壌診断等を行うための拠点（有機農業技術支援センター）の整備について支援します。

地域有機農業施設整備事業 １６０百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

[担当課：生産局農業環境対策課（０３－６７４４－２１１４（直））]

有機農業支援のためのその他の取組

有機農業の推進体制を整備するため、全国段階で次のような取組を支援します。

有機農業に参入を希望する方へ

- 参入希望者を対象とした相談窓口の開設
- 研修受け入れ先その他必要な情報の提供
- 参入希望者に対し、必要な情報提供を行うポータルサイトの開設

もっと有機農業を知りたい方へ

- 小売業、卸売業、消費者等を対象とする有機農業施策説明会の開催及びメディアを活用した周知活動

有機農業の実態把握のために

- 消費者理解度の調査、有機農業に必要な種苗等の生産・流通及び利用の状況把握の実施

手続きについては、農林水産省ホームページに掲載する公募要領を参照してください。

有機農業

検索

お問い合わせ先

- | | |
|----------------------|--------------|
| ・ 東北農政局生産経営流通部農産課 | 022-221-6179 |
| ・ 関東農政局生産経営流通部農産課 | 048-740-0402 |
| ・ 北陸農政局生産経営流通部農産課 | 076-232-4302 |
| ・ 東海農政局生産経営流通部農産課 | 052-223-4622 |
| ・ 近畿農政局生産経営流通部農産課 | 075-414-9021 |
| ・ 中国四国農政局生産経営流通部農産課 | 086-224-9411 |
| ・ 九州農政局生産経営流通部農産課 | 096-353-7381 |
| ・ 沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課 | 098-866-1653 |
| ・ 農林水産省生産局農業環境対策課 | 03-6744-2114 |

経済危機対策により
モデルタウン事業を
追加公募します。

有機農業に取り組む農業者の皆様へ

**有機農業への
取組を支援します！**



農林水産省

平成21年4月28日

有機農業の推進について

農家

有機農業に取り組みたいけど技術が必要なんだよなあ。

販路の確保が難しいんだよなあ。



農薬や化学肥料は使いたくないわねえ。

よーし。僕も有機農業に取り組んでみるかあ。



消費者

安全・安心な食べ物を食べさせたいなあ。



有機(オーガニック)モデルタウンの育成

有機農業に取り組む農業者や新規参入者に技術指導を行います。

有機農産物の販路開拓や消費者との交流を応援します。

有機農業に必要な有機栽培で生産された種苗を供給します。

地域有機農業推進事業(4百万円×10地区): 定額
事業対象者: 市町村を含む有機農業者で組織する団体

技術の習得

- ・技術交流会の開催

販路の確保 消費者との交流

- ・農産物のPR、流通販売フェア
- ・消費者との交流イベント

経営基盤の安定

- ・技術実証ほの設置
- ・有機種苗供給・土壌診断の推進

地域有機農業施設整備事業(40百万円×4地区): 定額
事業対象者: 地域有機農業推進事業の応募を行う協議会に参画している団体又は参画を予定している団体

有機農業技術支援 センターの整備

- ・有機種苗生産施設
- ・土壌診断施設
- ・技術支援施設

就農機会の促進につながります



有機農業技術を取得したぞお。自分にもできるぞー。

経営基盤の安定に役立ちます



有機農業に取り組んで町全体の農業が元気になったね。

有機農産物の流通が拡大します

このおかずは僕らの町で採れたんだってえ。



有機野菜は美味しいねえ。



農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
～再生可能エネルギー供給施設整備の創設～

【 8 5 5 百万円】

対策のポイント

農山漁村地域の実態を把握し、太陽光、農業用水やバイオガス等の自然エネルギーを有効活用する施設整備を推進します。

(我が国の温室効果ガス排出状況と農林水産省地球温暖化対策総合戦略の着実な実施)

平成18年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年（平成2年）を約6.2%上回っており、6%の削減約束の達成は非常に厳しい状況です。

農林水産省では平成19年に、農林水産省地球温暖化対策総合戦略を策定し、今後これらの施策の着実な推進を図ることとしています。

政策目標

農林水産分野における温室効果ガスの排出削減

<内容>

農業農村活性化のために整備された施設等に再生可能なエネルギーを供給する施設の新設及び更新を支援する。ただし、整備する施設が温室効果ガスの削減方策を示した地域計画に位置づけられるとともに、施設を整備することに伴う温室効果ガスの削減目標が設定されていること。

<事業実施主体等>

1. 実施主体：都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、公益法人、P F I 事業者、N P O、その他計画主体が指定した者
2. 補助率：定額（1／2）
ただし、以下の要件に該当する地域は以下の補助率
振興山村地域・過疎地域・半島地域・特定農山村地域・特別豪雪地帯 定額（5.5／10）
離島地域・奄美・沖縄 定額（2／3）

[担当課：農村振興局整備部農村整備官（03－3501－3748（直））]

農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業（新規）

～再生可能エネルギーの導入を推進～

【380百万円】

対策のポイント

農山漁村地域の実態を把握し、太陽光、農業用水やバイオガス等の自然エネルギーを有効活用する施設整備を推進します。

（我が国の温室効果ガス排出状況と農林水産省地球温暖化対策総合戦略の着実な実施）

平成18年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年（平成2年）を約6.2%上回っており、6%の削減約束の達成は非常に厳しい状況です。

農林水産省では平成19年に、農林水産省地球温暖化対策総合戦略を策定し、今後これらの施策の着実な推進を図ることとしています。

政策目標

農林水産分野における温室効果ガスの排出削減

<内容>

1. 個別地区支援事業

再生可能エネルギーを農業農村活性化に資する施設等に供給する施設整備に係る次の調査や設計、協議や手続をモデル的に支援する。

- （1）概略設計 導入可能性等の調査設計
- （2）基本設計 詳細な工事費積算等のための調査設計
- （3）協議・手続 河川法や電気事業法等の協議・手続

2. 全国支援事業

個別地区支援事業において行ったモデル成果をとりまとめるとともに、個別地区支援事業に係る支援を行う。

<事業実施主体等>

1. 個別地区支援事業

- （1）実施主体：再生可能エネルギーを供給する施設を整備する事業主体（都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農業者等の組織する団体等）

- （2）補助率：（1）及び（3）定額、（2）1／2

2. 全国支援事業

- （1）実施主体：民間団体
- （2）補助率：定額

[担当課：農村振興局整備部農村整備官（03-3501-3748（直））]

再生可能エネルギーを活用した施設整備の支援

〔H21年度補正
新規拡充〕

（再生可能エネルギー供給施設の導入促進について）

考え方

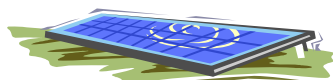
農村地域には豊富で多様な
再生可能エネルギーが存在



農業農村の活性化のために整備され
た施設等に、再生可能エネルギー※1
を供給する施設の整備を支援



発電した電力は、
農業農村活性化のために整備された
施設等の維持管理等に使用



- 農業農村の活性化
- 温室効果ガスの削減
- 低炭素社会の実現

個別地区のイメージ

ハード事業（整備費の1／2等を支援）

再生可能エネルギー供給施設整備

- ・プロジェクト交付金（拡充）
更新を含む 1／2等
- ・村づくり交付金（既存）
新設のみ、総合メニュー 1／2等
- ・農村振興総合整備事業（既存）
新設のみ、総合メニュー 1／2等
-

農業集落排水処理施設に
併設されたコンポスト※2施設



定格出力：
78kw相当
工事費：
120百万円

ソフト事業（調査・設計等に係る経費を定額等で支援）

- 調査・設計を支援（新規）
- 協議・手続きを支援（新規）



全国ソフト事業 支援

（個別地区を支援する民間団体に対して定額で支援）

- ソフト事業の成果のとりまとめ（新規）
- ソフト事業の実施の支援（新規）



ポイント （従来と異なる点）

- ・更新も補助対象！
- ・調査・設計等の
ソフト事業を
定額で支援

※1 再生可能エネルギーとは、太陽光、小水力、風力、バイオマスなどの再生可能なエネルギー

※2 コンポストとは、汚泥などを堆肥化したもの

小水力発電工事等技術強化対策事業（拡充）
～小水力発電の加速的な促進のための支援～

【５００百万円】

対策のポイント

低炭素社会の構築に向けて、農村地域における自然エネルギーの利用拡大を図る観点から、農業水利施設を活用した小水力発電の導入に向けた計画・設計等の取組を集中的に支援します。

（小水力発電とは）

出力数百kW～数千kW程度の水力発電を小水力発電といいます。

（未開発の包蔵水力エネルギーは）

農業水利施設が有する包蔵水力エネルギーは約８．８万kW（666ヶ所）になります。

政策目標

小水力発電の導入技術支援による未開発包蔵水力エネルギーの活用の推進並びに低コスト発電設備の実証による小水力発電の普及

＜拡充内容＞

１．小水力発電工事等技術強化対策事業

（１）導入技術支援事業

小水力発電に係る専門的知見を有する者等から構成する「小水力発電推進協議会」を設置（水系単位の区域を想定）し、小水力発電の導入を検討している市町村や土地改良区等に対して以下の内容を支援します。

- ① 小水力発電導入の可能性の検討に必要な発電計画の概略設計
- ② 電気事業法や河川法等に基づく手続きに必要な資料の作成
- ③ 河川管理者や電気事業者等との協議・調整

（２）低コスト発電設備実証事業

国が定める新技術に適合する低コストの水力発電施設を設置する地区を選定し、当該小水力発電施設の技術性や経済性を検証するとともに、鳥獣害防止対策などへの発電電力の活用策を検討します。

＜事業実施主体等＞

- １．事業実施主体 都道府県土地改良事業団体連合会
- ２．補助率 定額

〔担当課：農村振興局水資源課（０３－３５０２－６２４６（直））〕

小水力発電工事等技術強化対策事業

低炭素社会の構築に向けて、小水力発電の加速的な促進を図り、農村地域における自然エネルギーの利用拡大を図る観点から、農業水利施設を活用した小水力発電の導入に向けた計画・設計等の取組みを集中的に支援。

現 状

- 農業水利施設を対象に「小水力適地情報」を作成し、農業者団体等に情報を提供
- 小水力発電導入のためのマニュアルの作成
- 小水力発電普及のための研修活動の実施

課 題

- 電気事業法や河川法に基づく手続き及び電気事業者との協議には高度な専門性や技術的知見が必要
- 発電事業の採算性が確保できるような発電施設の低コスト化が必要

土地改良区等が行う他のハード事業と大きく異なる課題

小水力発電に係る計画・設計や協議・調整等を集中的に支援

1. 導入技術支援

小水力発電に係る専門的知見を有する者等から構成する「小水力発電推進協議会」を設置（水系単位の区域を想定）し、**小水力発電の導入を検討している市町村や土地改良区等に対して以下を支援**

- ① 電力需要とのバランスを踏まえた効率的な出力規模の発電計画の策定
- ② 低コストの技術を導入した発電施設の設計
- ③ 電気事業法や河川法に基づく手続きに必要な資料の作成
- ④ 河川管理者や電気事業者等との協議・調整

2. 低コスト発電設備実証

国が定める新技術に適合する低コストのマイクロ水力発電施設を設置する地区を選定し、当該小水力発電施設の技術性や経済性を検証するとともに、鳥獣害防止対策などの発生電力の活用策を検討

農業水利施設を活用した小水力発電の推進を加速化

地域用水環境整備事業（継続）

【５００百万円】

対策のポイント

農業水利施設を活用した小水力発電施設整備等の追加により、農村地域における自然エネルギーへの転換及び低炭素社会づくりを推進します。

（農業用水の未利用水力エネルギー）

- ・ 既設の農業用ダム、農業用水路の未利用エネルギーは約８．８万kW
(（財）新エネルギー財団調べ)
- ・ 一般家庭約９．５万戸分の電力に相当するものと試算

政策目標

農業水利施設の持つ自然エネルギーの効率的な活用により、土地改良施設の維持管理費の節減及びCO₂排出削減による低炭素社会づくりを推進

<内容>

近年のCO₂削減に対する世界的要請等の社会情勢を背景に、農業生産における自然エネルギーへの転換は、農業の体質強化及び社会情勢に応える有効な手法です。

このことから、農業用水の水力エネルギーを活用した小水力発電施設の新設、更新を行います。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 市町村、土地改良区（統合補助金）
2. 補助率 農林水産省５０％
3. 事業実施期間 平成２１年度～

[担当課：農村振興局水資源課（０３－３５０２－６２４６（直））]

農業水利施設を活用した小水力発電の整備を支援

ー 地域用水環境整備事業による小水力発電施設整備等の追加 ー

自然エネルギー活用によるCO2
排出削減が求められています。



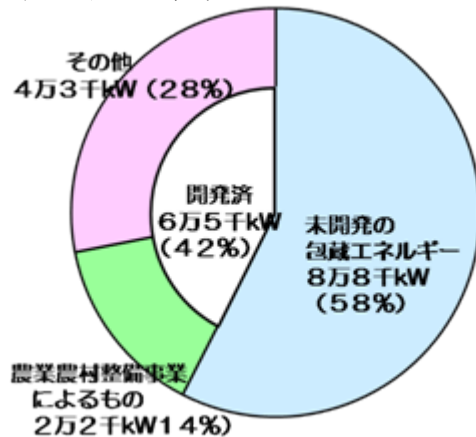
地球温暖化問題への対応として
CO2排出削減が世界的要請



将来の子どものため、
ストップ地球温暖化！



農業水利施設には多量の未開発水力
エネルギーが存在



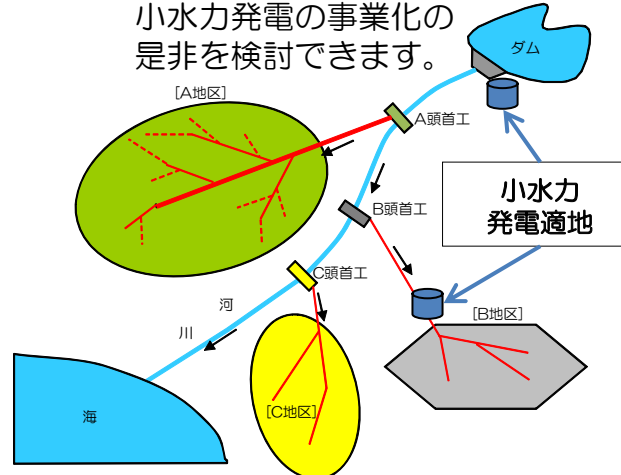
※一般電気事業者による共同開発分は除く。
※(財)新エネルギー財団、水資源課調べ。

小水力発電の導入支援・施設整備



導入支援事業で発電施設設置に係る
経済性の検討

小水力発電の事業化の
是非を検討できます。



小水力発電施設の単独整備（新設・
更新）が可能



小水力発電施設



水車・発電機

農村地域における低炭素社会づくりの推進
農業農村関連施設の維持管理費の軽減



小水力発電による電力供給

土地改良施設や農業農村振興に資する公
的施設の電気料の負担軽減並びに農業水
利施設の維持管理費節減が図れます。



かんがいポンプ



集落排水処理施設



自然エネルギーにより生み出された電
気は二酸化炭素の排出削減に貢献



小水力発電は、地球
環境にやさしい再生
可能エネルギーだね。

主な支援策

○ 地域用水環境整備事業

21年度補正予算額：500百万円

実施主体：市町村、土地改良区等

施設整備：農業水利施設を活用した小水力発電施設の新設、更新（農林水産省50%）

地産地消や大都市への直売等の推進

【 9 , 6 7 1 百万円】

対策のポイント

地産地消や大都市への直売などの取組を緊急的に拡大し、地域に所得や雇用の機会を創出するため、都市部等における直売所の整備やインショップの展開、公園等での仮設型の直売施設の試験展開等を支援します。

学校給食における地場産物の利用を拡大するため、学校給食での地場農畜産物の利用拡大メニューの開発・原料費等の助成、米飯学校給食のための電気炊飯器の導入等を支援します。

(地産地消等の現状)

- ・ 全国の直売所は約 1 万 3 千ヵ所、うち農協や市町村による常設は約 3,000ヵ所
- ・ 農協や市町村等が運営する直売所 1ヵ所当たりの地場農産物の年間販売額は約 6,000万円
- ・ 学校給食法の改正（平成20年6月）により、学校給食において地場産物の活用に努めることが法的に位置づけ
- ・ 平成19年度の学校給食における地場産物の使用割合は、食材数ベースで23.3%
- ・ 文部科学省は、米飯学校給食の新たな目標として「週3回以上」(週3回以上の地域や学校については、週4回程度などの目標設定を促す)を通知
- ・ 米飯学校給食の実施回数の 1 回増加で、米の消費拡大は約33,000トン

政策目標

学校給食における地場農産物の使用割合を
平成 2 2 年度までに 3 0 % 以上へ

<内容>

1. 都市部等における地産地消・産直の展開に対する支援

(1) 都市部等での直売所の機能強化、インショップ等の展開、地場流通システムの確立

- ① 生産者に即時に売上情報を提供する新たなPOSシステムの導入など、既存の直売所の機能強化を支援します。
- ② 量販店でのインショップの開設や産直による量り売り販売の導入などに必要な機器整備や集荷・配送の実証等に対して支援します。

(2) 仮設型直売システム（マルシェ）の普及

大都市地域において、テント等を用いた仮設型直売所をモデル的に展開するため、設立・運営に必要な経費を支援するとともに、仮設型直売所の設立・運営技術を普及するため、調査・普及に必要な経費を支援します。

(3) 都市部等での直売施設展開の調査、販売・取組促進活動の支援

大都市での直売所のマッチングイベントの開催や直売所等の展開方向に係る調査の実施に対して支援します。

(4) 学校給食における地場産物の利用拡大

平成22年度までの2年間、地場産物の利用割合を一定以上増加させる計画を有する地域に対して、生産者と学校給食関係者等の連携活動や地場の野菜や牛肉等の利用を拡大した献立の導入に要する地場産物の原料費、地場産物の利用を増加させるために必要な集荷・配送の経費等を助成します。

(5) 電気炊飯器を使用した米飯学校給食の推進

家庭用電気炊飯器を学校で使用することにより、地元産米を活用した米飯給食の推進をするモデル的な取組について支援します。

地産地消・産直緊急推進事業（新規）	8, 671 百万円
	補助率：1／2 以内、定額
事業実施対象：上記1の取組のうち	
(1) 農業協同組合、農業者グループ、民間事業者等	
(2) NPO、地域協議会、第3セクター、民間企業等	
(3) 民間事業者等	
(4) 市町村、地域協議会等	
(5) 生産者団体等	

2 地産地消や産直に必要な施設整備に対する支援

大都市の消費者ニーズに対応するため、産地の周辺地域に加え、産地から離れた大都市等での農産物直売施設や地域食材供給施設の整備等に対して支援を拡大します。

地場農産物を安定的に供給する中間事業者、食品企業等による処理加工施設や流通施設の整備も支援の対象とします。

強い農業づくり交付金（地産地消・産直緊急特別枠）	1, 000 百万円
	補助率：1／2 以内
事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者グループ、食品事業者等	

担当課：生産局技術普及課	(03-6744-2110 (直))
食肉鶏卵課	(03-3502-8473 (直))
総合食料局総務課	(03-6744-2223 (直))
消費流通課	(03-3502-7947 (直))

地産地消や大都市への直売等の推進（21年度補正予算額 9,671百万円）

大都市等における直売所の整備や機能拡大、
インショップ展開への支援を強化

学校給食における地場産物の利用を
一定以上増加させる地域に緊急的に支援

強い農業づくり交付金(特別枠) (1,000百万円)

- 農産物直売所、地域
食材供給施設等の整備
(産地から離れた大都市
等での整備も対象)



- 学校給食などに地場
産物を安定的に供給す
る処理加工施設や流通
施設の整備
(中間事業者、食品企業
等も支援の対象)



地産地消・産直緊急推進事業 (8,671百万円)

- 直売所の機能増強
生産者に即時に売上情報を提供するPOSシステムの導入等
- 大都市等におけるインショップの展開
テナント代や機器整備、集荷配送の実証など店舗開設に要する経費
- 大都市地域における仮設型直売所（マルシェ）の設置・運営



- 学校給食における地場産物の利用拡大
地場の野菜や牛肉等の利用を拡大した献立の導入等
(原料費の一部等を助成)
- 米飯学校給食の推進
電気炊飯器の導入による地場産米の利用促進



大都市等の消費者ニーズ
を活かした地場農産物
の需要拡大



高齢者や女性農業者、
小規模農家の
所得や雇用を創出



学校給食における地場産物
の利用割合を22年度までに
30%とする目標を達成

